

老認発 1011 第 1 号
老高発 1011 第 1 号
老老発 1011 第 1 号
障企自発 1011 第 1 号
障障発 1011 第 1 号
国総地 第 134 号
国総モ 第 65 号
令和 6 年 10 月 11 日

各

都道府県
市町村
特別区

 交通・介護保険・障害福祉部（局）長 殿

厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課長
厚生労働省老健局 高齢者支援課長
厚生労働省老健局 老人保健課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長
国土交通省総合政策局 地域交通課長
国土交通省総合政策局 モビリティサービス推進課長

介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所の送迎業務の効率化
及び地域交通との連携について

介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所（以下「介護サービス事業所等」という。）の送迎について、「地域の公共交通リ・デザイン実現会議とりまとめ」（令和 6 年 5 月 17 日）及び「地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針」（令和 6 年 6 月 28 日国総モ 32 号等）に基づき、業務の効率化及び送迎車両等の有効活用を推進するため、交通部局及び介護保険・障害福祉部局の連携・協働のもと、活用に係る取組を推進する意義、具体的な実施方策及び留意いただきたい事項を下記の通り示す。

貴職におかれては、本通知を踏まえ、交通分野と介護保険・障害福祉分野の関係者が連携・協働し、地域交通の維持・確保、及び利便性・生産性・持続可能性の高

い地域交通への再構築（リ・デザイン）が図られるよう、主体的かつ積極的な対応をお願いします。

また、貴管内の関係団体及び関係施設に本通知を周知いただきたい。

記

1. 運営主体が異なる介護サービス事業所等の利用者の同乗に係る取扱い

介護職員の必要数は、高齢化社会の進展に伴い増加が見込まれており、送迎業務についても可能な限り効率的に実施し、介護職員の負担を軽減していくことが求められているところ、特に、交通事業者への送迎業務の委託が困難な地域において、運営主体が異なる介護サービス事業所等の送迎を共同で行うことが効果的な方策の一つと考えられる。

そこで、運営主体が異なる介護サービス事業所等の送迎の共同化を促進するために、「令和6年介護報酬改定に関するQ&A（vol. 1）（令和6年3月15日）」（以下「介護報酬改定Q&A」という。）問66及び問67並びに「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 6（令和6年10月11日）」（以下「障害福祉サービス等報酬Q&A」という。）問1及び問2において、以下の条件を満たす場合には、介護サービス事業所等の送迎車両に他法人の介護サービス事業所等の利用者が同乗しても、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の支給対象となり、介護報酬については送迎減算が適用されないこと、障害福祉サービス等報酬については送迎加算の対象となることが明確化されたところである。

（条件）

- ・ 必要な雇用契約又は委託契約を結んだ上で、事業所間で、同乗にかかる条件（費用負担や責任の所在等）を協議した上で決定していること
- ・ 送迎範囲が利用者の利便性を損なうことのない範囲であり、かつ、各事業所の通常の事業実施範囲内であること

2. 介護サービス事業所等と居住実態がある場所との送迎に係る取扱い

介護サービス事業所等による送迎については、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするものであるが、生活実態が多様化している昨今の状況を踏まえると、利用者の自宅と事業所間以外の送迎に関するニーズも存在しうる。

そこで、当該ニーズに対応し、介護サービス事業所等の送迎サービスを有効活用するために、介護報酬改定Q&A問65において、以下の条件を満たす場合には、利用者の居住実態のある場所（親族の家等）と事業所間の送迎についても、介護報酬の支給対象となり、送迎減算が適用されないことが明確化されたところである。（※障害福祉サービスに係る給付の支給対象となり、送迎加算の対象となることについては、「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日）」問2において明確化されている。）

(条件)

- ・ 事業所のサービス提供範囲内である等、運営上支障がないこと
- ・ 利用者と利用者家族それぞれの同意が得られていること

3. 介護サービス事業所等の車両の空き時間活用に係る取扱い

地域の介護サービス事業所等の送迎車両及びドライバーは、特に交通事業者によるサービス提供が不足している地域において有効な輸送資源となる場合があるところ、当該車両及びドライバーの空き時間を活用して地域住民等を送迎する取組は、介護サービス事業所等の利用者の送迎が行われない時間及び利用に支障がない範囲で行われる場合には、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬に影響なく実施可能である。但し、あくまでも車両の空き時間を利用することとしたもので、地域住民と介護サービス事業所等の利用者との同乗を可とするものではないため、留意されたい。

例えば、通所介護事業所等や生活介護サービスを提供する複数の社会福祉法人が共同して、送迎車両及びドライバーの空き時間を活用し、高齢者の外出支援サービスの一環で、スーパーやコミュニティセンター等を結ぶ定時定路線の無償送迎サービスを、地域における公益的な取組として実施している事例が存在する。

なお、送迎サービスの提供にあたり利用者より実費（燃料代、道路通行料、駐車場料金、保険料及びレンタカー代）を超えて対価を受領する場合には、道路運送法（昭和26年法律第183号）の許可又は登録が必要となるため、留意されたい。

（「地域の関係者による連携・協働のカタログ」参照）

4. 介護サービス事業所等による送迎の委託に係る取扱い

介護サービス事業所等の送迎業務の効率的な実施に向けた方策として、交通事業者への業務委託も効果的である。送迎業務自体を委託することで、介護サービス事業所等の負担軽減だけでなく、交通事業者における収益増加に寄与し、ひいては地域の移動手段の確保に資することが期待できる。

そこで、送迎業務の交通事業者への委託を促進するために、介護報酬改定Q&A問67並びに障害福祉サービス等報酬Q&A問1及び問2において、以下の条件を満たす場合には、介護サービス事業所等が単独で交通事業者に委託することに加え、運営法人が同一であるか否かに関わらず、複数の介護サービス事業所等が共同で、それぞれの送迎業務を一括して交通事業者へ委託しても、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の支給対象となり、介護報酬については送迎減算が適用されないこと、障害福祉サービス等報酬については送迎加算の対象となることが明確化されたところである。

併せて、共同で委託する場合においても、以下の条件を満たす場合には、介護サービス事業所等の送迎車両に他法人の介護サービス事業所等の利用者が同乗し

ても、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の支給対象となることも明確化されたところである。

(条件)

- ・ 事業所間で、同乗にかかる条件（費用負担や責任の所在等）を協議した上で決定していること
- ・ 送迎範囲が利用者の利便性を損なうことのない範囲であり、かつ、各事業所の通常の事業実施範囲内であること

なお、介護サービス事業所等の送迎業務を交通事業者に委託する場合の委託費用に関する道路運送法の取扱いについては、別表1を参照されたい。

5. 総合事業における通所型サービス等の送迎の委託に係る取扱い

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の指定相当通所型サービスにおける送迎に関し、多様な主体の参入を促進するため、「「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和6年3月15日老認発 0315 第5号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）により、以下について明確化されたところである。

- ・ 指定相当通所型サービス事業所への利用者の送迎について、外部委託を行うことが可能であること
- ・ 総合事業の実施主体としての市町村が、地域全体で高齢者の移動手段を確保するという視点に立ち、当該送迎業務を地域の公共交通事業者等（社会福祉協議会、NPO法人、農業協同組合、労働者協同組合、法人格を有する地域運営組織等を含む）に委託することや、地域住民の互助による移動支援に対して補助する等、様々な形で実施することも可能であること

また、「介護予防・日常生活支援総合事業による高齢者の移動支援に係る交通施策との関係等について（周知）」（令和6年3月29日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）において、指定相当通所型サービス以外の通所型サービスにおける送迎についても、指定相当通所型サービスの内容を踏まえて市町村が定める基準等に従って柔軟に実施することが可能である旨が明確化されたところである。

6. 介護保険法等に基づく移動支援等に係る道路運送法の取扱い

介護保険法（平成9年法律第123号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく移動支援等については、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」（令和6年3月1日国自旅第359号）において、法制度上、運送サービスに対する報酬が支払われていないと扱われるもの（以下具体例参照）は、有償の運送に該当せず、道路運送法上の許可又は登録は不要であると整理された。

【具体例】

(1) 訪問介護等における運送

- ・乗降介助が介護報酬の対象となっている場合でも運送は介護報酬の対象外であり、利用者から運送の反対給付として金銭を収受しない場合は許可又は登録は不要。障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び地域生活支援事業の移動支援事業において運送を行うことがある場合についても同様。

(2) 総合事業における訪問型サービスB・D及び一般介護予防事業の一環として行う運送

- ・当該運送に特定した反対給付がない場合
- ・地域支援事業交付金等から補助されるガソリン代等の実費並びにボランティア（運送を行う者を含む。）に対するボランティアポイント及びボランティア奨励金のみを収受する場合

7. 交通部局と介護保険・障害福祉部局との連携・協働推進

介護サービス事業所等の送迎を検討する際には、利用者の利便を確保しつつ、地域全体で効率的な輸送体系を構築する観点から、地域公共交通、要介護者等の利用者の移動環境、地方公共団体の総合的なコスト等を勘案して検討する必要がある。

このため、交通部局及び介護保険・障害福祉部局の両部局が、介護サービス事業所等の送迎車両や地域公共交通に係る制度・予算等の内容、これらの運用に関する情報を相互に共有する等、平時より連携を推進するとともに、介護サービス事業所等の送迎業務と地域交通の運用を一体的に検討する際には、地域公共交通会議等を活用し、十分な調整を行うようお願いする。

8. 相談体制

介護サービス事業所等の送迎業務と地域交通の運用に係る一体的な検討を円滑に進めるため、国土交通省及び厚生労働省において相談窓口を設置しているため、活用されたい（資料1参照）。

【参考資料】

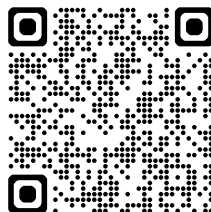
(参考1) 地域の公共交通リ・デザイン実現会議

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000211.html



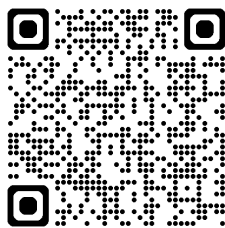
(参考2) 地域の公共交通リ・デザイン実現会議 とりまとめ

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001745857.pdf>



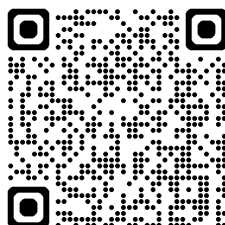
(参考3) 地域の関係者による連携・協働のカタログ

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001745860.pdf>



(参考4) 高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット
(今年度中に改訂予定)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000120.html



別表 1

介護サービス事業所等の送迎業務を交通事業者に委託する場合に適用される
運賃・料金（委託費用）に関するルール

委託先の 交通事業者 に係る許可区分 (道路運送法)	適用される運賃・料金（委託費用）に関するルール	
一般貸切旅客 自動車運送事業	原則	一般貸切旅客自動車運送事業者が国土交通大臣に届け出た運賃及び料金の下限額以上。
	例外	<p>【年間契約における運賃料金】</p> <p>以下の計算方法により算出した年間運賃額により、実働日数に1.4を乗じた日数にわたって運行可能を行うことも可能。</p> <p>年間運賃額＝1日あたりの貸切運賃 × 実働日数（365日¹×実働率）</p>
一般乗用旅客 自動車運送事業	原則	<p>総括原価方式に基づき、運賃ブロックごとに設定される上限と下限の範囲内（特定・準特定地域²以外における自動認可運賃制度）又は国土交通大臣が指定した運賃の範囲内（特定・準特定地域における公定幅運賃制度）であるとして認可を受けて設定される運賃として、以下の各種運賃が規定。</p> <p>① 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。） 初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃 ※大型車・特定大型車、深夜早朝、冬季、寝台専用車両については、割増運賃を設定可能。 ※身体障害者割引・知的障害者割引等の公共的割引、遠距離割引及びクーポン券割引等の営業的割引を実施可能。</p> <p>② 時間制運賃 初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃 ※大型車・特定大型車については割増運賃を設定可能。 ※身体障害者割引・知的障害者割引等の公共的割引及びクーポン券割引・特定時間帯割引・長時間割引等の営業的割引を実施可能。</p> <p>③ 定額運賃 特定の空港・鉄道駅・大規模集客施設等と一定のゾーンとの間の運送、イベントの開催期間中に鉄道駅・空港等特定の場所からイベントの開催場所へ移動する運送又は観光地における主要施設を拠点とした名所旧跡を巡る運送の引き受けを行う場合、事前に定額で設定される運賃</p> <p>※上記運賃のほか、待料金・迎車回送料金・サービス指定予約料金等の料金を設定可能。</p>

¹ スクールバス運送に限り、契約上の年間の運行日数（170日～365日）を用いることが可能。

² 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき指定。

委託先の 交通事業者 に係る許可区分 (道路運送法)	適用される運賃・料金（委託費用）に関するルール	
	例 外	<p>【協議運賃（特定・準特定地域以外）】 地域の関係者間において協議が調った場合について、国土交通大臣への届出を経て設定される運賃。</p> <p>【福祉輸送サービス（介護タクシー）に係る運賃】 以下の①～③に例示する運賃等、距離制によらない運賃のみを設定することが可能であり、距離制による運賃を設定する場合を含め、審査基準及び処理期間等が弾力的に取扱われる。</p> <p>① 時間制運賃を基本として、15分又は30分単位など細分化した時間に対応して設定するもの</p> <p>② 一定の幅で運賃を設定し認可を受け、その範囲内で送迎サービスの内容等に応じて運賃を収受するもの</p> <p>③ 一定の輸送範囲において定額運賃を設定するもの</p> <p>※自動認可運賃を大きく下回る運賃や減収率が大きい割引運賃を設定しようとする場合、必要に応じて原価計算書等の提出を求め、所要の審査を実施。</p> <p>※運賃の割引、料金の設定については、輸送の実績に応じた弾力的な取扱いが可能であり、介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金は認可・届出いずれも不要。</p>
特定旅客自動車 運送事業		<p>運送の態様に応じて、需要者と運送事業者間で決定。</p> <p>※当該事業の経営により、当該路線又は営業区域に関連する他の旅客自動車運送事業者による一般旅客運送事業の経営及び事業計画の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないものに限る³。</p>

³ 当該路線又は営業区域に関連する他の一般旅客運送事業者の運賃を下回ることをもって、必ずしも「公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがある」と判断されるわけではなく、個別の事例に応じて、各所管の運輸局にて判断。

資料 1

介護・障害福祉サービス事業所の送迎業務と地域交通の
一体的運用に関する問合せ先

エリア	地域交通全般に関する 問合せ先	介護サービス事業所・障害福祉 サービス事業所の送迎業務の 取扱いに関する問合せ先
北海道	北海道運輸局 交通政策部交通企画課 011-290-2721	<p>【介護サービス】※ 厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111 (3979)</p> <p>※地方公共団体向け相談窓口。介護サ ービス事業所の方は指定権者にご相談 ください。</p> <p>【障害福祉サービス】 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 03-5253-1111 (3091)</p> <p>【地域生活支援事業】 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 03-5253-1111 (3075)</p> <p>※地方公共団体向け相談窓口。障害福 祉サービス事業所の方は地方公共団体 にご相談ください。</p>
東北	東北運輸局 交通政策部交通企画課 022-791-7507	
関東	関東運輸局 交通政策部交通企画課 045-211-7209	
北陸 信越	北陸信越運輸局 交通政策部交通企画課 025-285-9151	
中部	中部運輸局 交通政策部交通企画課 052-952-8006	
近畿	近畿運輸局 交通政策部交通企画課 06-6949-6409	
中国	中国運輸局 交通政策部交通企画課 082-228-3495	
四国	四国運輸局 交通政策部交通企画課 087-802-6725	
九州	九州運輸局 交通政策部交通企画課 092-472-2315	
沖縄	沖縄総合事務局 運輸部企画室 098-866-1812	